

平成23年度事業計画

(案)

本年3月11日、未曾有の災害といわれる東日本大震災が起こり、壊滅的な被害により多くの尊い生命と貴重な財産が失われました。そのようななかでも被災地では、多くの人々が協働し、迅速な復旧に努め、震災から半年を待たずに避難者ゼロを成し遂げました。あらためて、人々が協働することの力強さを実感するとともに、大自然に抱かれつつ、その恵みを享受しながら生き抜いていく智恵を、歴史の永きに渡って無理なく継承してきた先人たちの、その大きな郷土愛に守られてきたことに気付かされました。その力強さは、自然の猛威をも凌駕するものであります。

いま我々は、あらためて「地域防災力の向上に努め、防災協働社会の実現に寄与すること」との日本防災士会の活動理念に立ち、減災の智恵により、未曾有を未曾有としない社会に向けて、無理なく一歩ずつ進んでまいります。

今年度は、以下に掲げるなかでも、特に震災復旧活動と被災者支援において大きな力となった防災士会等ボランティアの仲間との連携をより確かなものとするとともに、災害時の情報収集伝達体制の確立等を重点に活動してまいります。(下線部分は重点項目)

1 会員同士のネットワークの管理・補強に努めます。

(1) メーリングリストなどを活用した、情報・意見交換の場を提供します。

① 個人情報の適正な管理に配慮しつつ、電子メールやツイッター等を活用した安価な情報交換の場を提供します。

(2) 防災サバイバルキャンプなどを開催し、防災士としてのスキルアップに努めるとともに、会員相互の親睦を図ります。

① 災害に遭わない知恵を学習しつつ、併せてバーベキュー大会を行うなど、会員相互のスキルの向上と親睦が図られるよう、防災サバイバルキャンプなどの企画に努めるとともに、ボウリング大会など無理のない企画による親睦にも努めます。

2 会員の増強と日本防災士会等との連携に努めます。

(1) 日本防災士会や県内各地域の防災士会との連携を密にするとともに、日本防災士会会員への岩手県支部入会を勧めます。

① 日本防災士会への支部活動の情報提供や支部未加入会員の情報提供依頼など、岩手県支部会員の増強に努めます。

② 県内各地域の防災士会や会員の活動情報を収集し、会報等により周知します。

③ 一般への防災士制度の周知や賛助会員の募集に努めます。

(2) 防災士講習の開催に連携した救命講習の企画に努めます。

① 県内での防災士研修講座の開催時期に合わせた救命講習の企画に努めます。

3 防災士の知見、技術向上に役立つ行事企画に努めます。

(1) 防災・減災のための知見習得とその習熟を目的とした研修及び災害対応技能研修、日本防災士会との連携による各種の行事開催に努めます。

- ① 防災サバイバルキャンプのほか、「自然災害を学ぶ」、「気象を学ぶ」、「防災に関する生活の知恵を学ぶ」などをテーマとした学習会、見学会、講演会、シンポジウムなどの開催に努めます。
- ② 大学や高等学校などの教育機関との学習会等の共同開催に努めます。

(2) 防災士のスキルアップを図るほか、地域での防災士活動を支援するため、資料等の制作及び企画に努めます。

- ① 会員の自主的な調査研究等の発表機会の企画など、その支援に努めます。
- ② 防災リーダー養成講座、ボランティア・コーディネーター養成講座並びにアマチュア無線技士養成課程講習会など、防災士のスキルアップに関する事業への参加の支援に努めます。
- ③ 会員が各地域で行う防災講座等の活動支援のため、それらに活用できる資料の制作及び企画に努めます。

4 日本防災士会岩手県支部の活動の周知と活性化に努めます。

(1) 会報の発行に努めます。

- ① 支部や会員の活動内容などの周知のため、年3回程度の会報の発行に努めます。

(2) 地域防災力の強化に貢献するため、地域の防災訓練への参加や自主防災会の設立を支援するなど、自治体や自主防災会等との連携を推進します。また、他の支部との相互応援協定や防災関係機関との応援協定等の締結に努めます。

- ① 県や市町村、あるいは自主防災会などが主催する防災訓練に積極的に参加します。
- ② 自主防災会の設立を支援します。
- ③ 他の支部との災害時相互応援協定や、防災関係機関との災害時応援協定などの締結に努めます。

(3) 会員の災害ボランティア活動を支援するとともに、会員のスキルを活用した災害救援チームの結成を検討します。

- ① 会員が被災地活動を行う場合の活動状況の把握など、その支援に努めます。
- ② 会員のスキルを活用した災害救援チームの結成を検討します。

(4) 大規模災害が発生した場合の災害救援本部の設置、日本赤十字社や社会福祉協議会等の災害ボランティア活動との連携を検討します。

- ① 災害救援本部を設置した災害救助救援活動を行えるよう、災害救援マニュアル等の策定に努めます。
- ② 日本赤十字社や社会福祉協議会、その他の災害ボランティア団体等との連携を検討します。